

2017年4月28日

地方組織・単組 様
県事務所 様

福岡県自治体労働組合総連合
執行委員長 磯田 英実

福岡市立病院職員労働組合
執行委員長 高村 美保

報告とお礼

地方独立行政法人福岡市立病院機構福岡市民病院の渡利美幸さん雇止め無効・地位確認訴訟で最高裁は3月31日、上告受理申し立てを不受理とする不当決定をおこないました。これにより3年余の渡利美幸さんの裁判闘争は不本意ながら終結することになりました。

これまでの物心両面にわたる厚いご支援に心よりお礼申し上げます。

渡利美幸さん雇止め裁判闘争は、自公政権の「構造改革」・雇用流動化政策によって増大し続ける「非正規労働者の雇用と権利を守るたたかい」そのものでした。たたかいを通じて非正規労働者の置かれている不安定な雇用実態と非正規労働者の雇用の安定、均等待遇を求めるたたかいを一層強化する重要性が改めて浮き彫りになりました。裁判闘争は終結するとはいえ、福岡市立病院における非正規職員の雇用と権利を守るたたかいは今後一層強化して取り組むこととなります。

渡利美幸さんは、全国の仲間から寄せられた支援・激励により裁判闘争をたたかい抜くことが出来ました。今後、新たな職場において裁判闘争をたたかった経験を活かし、職場・地域から不当な雇止めの根絶と非正規労働者の雇用と権利を守るたたかいに取り組んでいきます。

又、「四者共闘会議」（福岡県医労連・福岡自治労連・福岡市職労・福岡市立病院労組）は、6月27日に開催する「報告集会」をもって、その使命を終了します。これまでのご支援にたいして重ねてお礼申し上げ、裁判闘争終結の報告とさせていただきます。

本当にありがとうございました。